

578. α -アルキル- ω -ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及び α -アルケニル- ω -ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物

別 名: -

管 理 番 号: 578

PRTR 政令番号: 1-039 (化管法施行令(2021年10月20日公布)の政令番号)

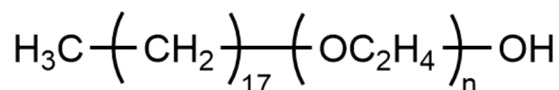
主 な 物 質: α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)

CAS 登録番号: 9005-00-9

性 状: 白色の固体 水に溶けにくい(水溶解度 10 mg/L 未満)

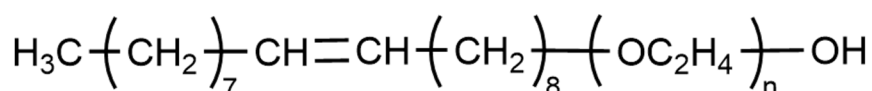
構 造 式:

【代表例】



n は正の整数 ただし $n < 16$

α -オクタデシル- ω -ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)



n は正の整数 ただし $n < 16$

α -オクタデカ-9-エン-1-イル- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)

※上記の直鎖構造以外にも分岐鎖構造が存在する

該当物質((独)製品評価技術基盤機構「NITE-CHIRP」から引用)

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/cmpInflst?_e_trans=&slIdxNm=578&slScNm=RJ_02_002&slScCtNm=1&slScRgNm=578

※ 以下、本物質全体を指す場合「 α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)など」と表記します。

- ・ α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)などは、界面活性剤、医薬部外品添加物（薬用石けん、化粧品等）、洗剤・工業用界面活性剤原料として使われています。
- ・排出及び移動に関する概要については、PRTR データの公表（2024 年度末）後に記載します。

■用途

α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)などは、界面活性剤、医薬部外品添加物（薬用石けん、化粧品等）、洗剤・工業用界面活性剤原料として使われています。

■排出・移動

化学物質排出把握管理促進法（化管法）改正後の PRTR データの公表（2024 年度末）後に記載を行う予定です。

■環境中での動き

水中に排出された α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)は、経済協力開発機構（OECD）テストガイドラインによる試験では、微生物分解はされやすいことが報告されています¹⁾。

■PRTR 対象物質選定の根拠(有害性)

生態毒性 α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)は、甲殻類等（ミジンコ類）の 48 時間 LC₅₀（半数致死濃度） が 0.58 mg/L とされています²⁾。（このデータは後述「生態（有害性・リスク評価）」に示すデータと同じです。）

■人健康

2022 年 3 月時点では、わが国では α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)などの環境中へ排出後の人の健康に関するリスク評価は行われていません。

■生態(有害性・リスク評価)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）のスクリーニング評価では、 α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)について、甲殻類等（ミジンコ類）の LC₅₀ が 0.58 mg/L であること（「PRTR 対象物質選定根拠(有害性)・生態毒性」にて示したデータと同じです。）を根拠とし、水生生物に対する PNEC（予測無影響濃度） を 0.00058 mg/L (=0.58 µg/L) と算定しています²⁾。

なお、 α -ヒドロ- ω -(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)などは化審法で、平成 31(2019)年 4 月 1 日告示で生態影響における優先評価化学物質に指定されています。

生産量等		【化審法：優先評価化学物質（通し番号 250）として】 製造・輸入数量（2019 年）：約 2700 トン ³⁾		
排出・移動量 (PRTR データ)		化管法改正後の PRTR データの公表（2024 年度末）後に記載を行う予定です。		
PRTR 対象物質選定（2021 年 10 月改正政令）の根拠（以下の欄に「○」または根拠を記載）				
	有害性	生態毒性（甲殻類等）		
	排出量等 (2014 ～ 2017 の平均)	PRTR 排出量	PRTR 移動量	推計排出量 または 製造・輸入数量
	環境モニタリ ング結果 (2008～2017)	複数地域検出※1	※1：「御利用にあたって」に記載の該当調査で 2008～2017 年の 期間に複数地域で検出された場合に選定根拠とします。	
	環境保全施策 上必要な物質 (法令等)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）（生態影響）の優先評 価化学物質（通し番号 250）		
	環境データ※2 （～2022.3 公表 時点の最新）	水道水（α-ヒドロ-ω-(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)：非イオン界面 活性剤として） ・水道水の水質検査結果（原水・浄水試験）： <u>水質基準値超過数</u> ；原水 9/8157 地 点，浄水 0/8286 地点；[2019 年度，日本水道協会]		
適用法令等 （2022 年 10 月時 点）		・化学物質排出把握管理促進法（化管法）：第一種指定化学物質 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）：優先評価化学物質 （生態影響） ・水道法： <u>水質基準値</u> 0.02 mg/L 以下（非イオン界面活性剤として）（α-ヒドロ- ω-(オクタデシルオキシ)ポリ(オキシエチレン)）		

※2：環境データについては、PRTR 選定根拠に用いたデータと必ずしも一致しないことがあります。詳細は、「御
利用にあたって」をご確認ください。

■ 引用・参考文献

- 1) ECHA 「REACH registered substance factsheets」
<https://echa.europa.eu/el/registration-dossier/-/registered-dossier/14213/5/3/2>
- 2) 経済産業省「生態影響に関して新たに収集した有害性情報（PNEC 導出に用いた有害性情報のみ抜
粋」（2018 年度）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20181116_140b.pdf
- 3) 経済産業省 「優先評価化学物質の製造・輸入数量」（2019 年度実績）
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/volume/priority/volume_pr
iority_2019FY.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/volume/priority/volume_pr
iority_2019FY.pdf)

■ 性状・用途に関する参考文献

- ・ ECHA 「REACH registered substance factsheets」
<https://echa.europa.eu/el/registration-dossier/-/registered-dossier/14213/4/2>

■ 改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第 1 版	2023 年 3 月 9 日	初版発行